

国内経済要録

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更

日本銀行は、11月14日、臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、「期間の定めがある預金」、「納税準備預金」および「その他の預金」の利率および利回の最高限度を(1)のとおり変更し、昭和55年12月1日から実施するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利を(2)のとおりとすることを決定した。

(1) 金融機関の預貯金等の金利の最高限度

イ. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回の最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。)

年 7.25% (変更前 8.0%)

当座預金 無利息(変更なし)

納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。)

年 3.5% (変更前 4.0%)

その他の預金 年 3.0% (変更前 3.5%)

ただし、昭和55年11月30日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る。)については、昭和55年12月31日までは、なお従前の例による。

また、昭和55年12月1日から昭和56年11月30日までの間、福祉年金等の受給者から1人につき100万円の範囲内で受入れる期間1年の定期預金または定期貯金については、その金利を臨時金利調整法に基づき定めている金利の最高限度の適用除外とし、年7.75%以下とすることとした。

(2) ガイドラインとしての預金細目金利

イ. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(i) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの

年 5.0% 以下(変更前 6.0% 以下)

期間6か月のもの

年 6.25% 以下(変更前 7.25% 以下)

期間1年のもの

年 7.0% 以下(変更前 7.75% 以下)

期間2年のもの

年 7.25% 以下(変更前 8.0% 以下)

ただし、

期間2年のものの1年を経過した日に行われる
中間利払の利率

年 6.25% 以下(変更前 7.25% 以下)

期限前払戻の場合の預入期間中の利率

預入期間が6か月未満の場合

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

預入期間が6か月以上1年未満の場合

年 5.5% 以下(変更前 6.5% 以下)

預入期間が1年以上1年6か月未満の場合

年 6.0% 以下(変更前 7.0% 以下)

預入期間が1年6か月以上の場合

年 6.75% 以下(変更前 7.5% 以下)

期限後利率

現払の場合(他預金への振替を含む)

当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

定期預金または据置貯金に継続書替の場合

継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金 定期預金の利率に準ずる

定期積金 年 4.8% 以下(変更前 5.5% 以下)

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の
利回 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 当座預金 無利息

(リ) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年 3.5% 以下(変更前 4.0% 以下)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率 普通預金の利率以下

(ニ) その他の預金

普通預金および普通貯金

年 2.75% 以下(変更前 3.25% 以下)

通知預金 年 3.0% 以下(変更前 3.5% 以下)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金

年 2.75%以下(変更前 3.25%以下)

ロ. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記(イ)の利率ならびに利回に、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとする事ができる。

ハ. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記(イ)にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年5.5%以下、期間6か月以上のものについては年6.5%以下とする。

ニ. 経過措置

上記イ、ロおよびハにかかわらず、昭和55年11月30日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和55年12月31日までは、なお従前の例による。

◇郵便貯金の利率引下げ等について

政府は郵政審議会の議を経て11月25日、郵便貯金法施行令および関係諸政令の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引下げ、12月1日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引下げ(郵便貯金法施行令第2条関係)

(単位・年%)

	改定後	改定前	引下げ幅
通常貯金	4.08	4.56	0.48
積立貯金 (据置期間中の中途解約)	5.16 (3.72)	5.88 (4.20)	0.72 (0.48)
定額貯金			
1年未満	5.50	6.50	1.00
1年以上 1年6か月未満	6.00	7.00	1.00
1年6か月以上 2年未満	6.75	7.50	0.75
2年以上 3年未満	7.00	7.75	0.75
3年以上 (据置期間中の中途解約)	7.25 (3.75)	8.00 (4.25)	0.75 (0.50)
定期貯金 期間 6 か月 の も の	6.25	7.25	1.00

期間 1 年 の も の (中途解約 6 か月未満)	7.00 (2.75)	7.75 (3.25)	0.75 (0.50)
(中途解約 6 か月以上)	(5.50)	(6.50)	(1.00)
住宅積立貯金			
3年 (住宅金融公庫等から貸付を受けない場合は1.08%安)	6.72	7.44	0.72
4年 (中途解約は同水準)	6.96	7.68	0.72
5年 (中途解約 1年未満)	7.20	7.92	0.72
(中途解約 1年以上2年未満)	(4.44)	(5.16)	(0.72)
(中途解約 2年以上3年未満)	(4.68)	(5.40)	(0.72)
(中途解約 3年以上4年未満)	(4.92)	(5.64)	(0.72)
(中途解約 4年以上5年未満)	(5.16)	(5.88)	(0.72)
進学積立貯金			
2年以下	4.80	5.52	0.72
2年1か月以上	5.04	5.76	0.72
(中途解約 1年未満)	(3.48)	(3.96)	(0.48)
(中途解約 1年以上2年未満)	(3.72)	(4.20)	(0.48)
(中途解約 2年以上)	(3.96)	(4.44)	(0.48)
(国民金融公庫等から貸付を受けない場合)	(2年未満)	(5.04)	(5.76)
(中途解約は同水準)	(2年)	(5.16)	(5.88)
(中途解約 1か月以上)	(2年)	(5.28)	(6.00)

(注1) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金、住宅積立貯金および進学積立貯金ならびに同日前に預入された定額貯金および定期貯金の利率については、従前の例による。

(注2) 1年もの定期貯金については、昭和55年12月1日から昭和56年11月30日までの間に福祉年金等の受給者により総額100万円を超えない範囲で預入されるものに限り、その利率を改定前の利率に据置くものとする。

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率引下げ(同施行令第4条関係)

(単位・年%)

担保となる郵便貯金	改定後	改定前	引下げ幅
積立貯金	5.50	6.25	0.75
定額貯金(弁済までの預け入れ期間)			
6か月未満	4.00	4.50	0.50
6か月以上 1年未満	5.75	6.75	1.00
1年以上 1年6か月未満	6.25	7.25	1.00
1年6か月以上 2年未満	7.00	7.75	0.75
2年以上 3年未満	7.25	8.00	0.75
3年以上	7.50	8.25	0.75
定期貯金			
期間 6 か月 の も の	6.50	7.50	1.00
期間 1 年 の も の	7.25	8.00	0.75

(注1) 実施期日前に第1回目の積立分が預入された積立貯金ならびに同日前に預入された定期貯金および定期貯金を担保として貸付ける貸付金の利率については、従前の例による。

(注2) 1年もの定期貯金については、前記(1)の(注2)の定期貯金を担保として貸し付ける場合の貸付金の利率を改定前の利率に据置くものとする。

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、11月25日発行分から実施した(11月21日決定)。

		(単位・年%)	
		変更後	変更前
政府短期証券 (60日もの)	割引歩合	5.875	6.375
	応募者利回り	5.932	6.442

◇長期金利の引下げ

1. 政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、12月債より実施した(国債は11月28日、その他は12月2日決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	8.0	8.5
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回り(%)	8.227	8.546
政府保証債	表面利率(%)	8.1	8.6
	発行価格(円)	99.00	99.75
	応募者利回り(%)	8.282	8.646
公募地方債	表面利率(%)	8.1	8.7
	発行価格(円)	98.75	100.00
	応募者利回り(%)	8.329	8.700

2. 金融債

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債および割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、12月債から実施した(11月21日発表)。

利付金融債・割引金融債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率
(割引金融債は割引率)、発行価格)

		変更後	変更前
利付金融債	5年もの	7.9 (7.9%、100.00円)	8.6 (8.6%、100.00円)
	3年もの	7.761 (7.7%、99.85円)	8.483 (8.4%、99.80円)
割引金融債		7.631 (7.07%、92.91円)	8.377 (7.7%、92.27円)

3. 長期貸出最優遇金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、11月28日から実施した(11月21日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.8	9.5

4. 貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率

(1) 信託銀行7行は、貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、12月21日以降新規募集分から実施した(11月21日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	2年もの	7.45	8.20
契約期間	5年もの	7.92	8.62

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行、および沖縄銀行は、合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、12月1日以降新規受託分から実施した(11月21日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	1年以上のもの	7.0	7.75
契約期間	2年以上のもの	7.3	8.05
契約期間	5年以上のもの	7.73	8.48

◇事業債の発行条件の改定

引受証券会社は、事業債の発行条件を次のとおり改定

事業債の発行条件の改定

	期間	発行価格 (円)	表面利率(%)		応募者利回り (%)	
			改定後	改定前	改定後	改定前
AA格債	12年	98.75 (△1.00)	8.2 (△0.5)	8.7	8.409 (△0.333)	8.742
A格債	10年	99.00 (△1.00)	8.3 (△0.5)	8.8	8.484 (△0.316)	8.800
BB格債	10年	99.00 (△1.00)	8.4 (△0.5)	8.9	8.585 (△0.315)	8.900
B格債	10年	99.00 (△1.00)	8.5 (△0.5)	9.0	8.686 (△0.314)	9.000

(注) カッコ内は改定幅。

し、12月債から実施した(11月27日発表)。

◇資金運用部の預託金利等の引下げ

大蔵省は、資金運用部の預託金利および貸付金利の引下げを、また郵政省は、簡易保険の貸付金利の引下げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て11月26日次のように決定し、12月1日より実施した。

(1) 資金運用部

(単位・年%)

	変更後	変更前
預託金利(注)		
期間7年以上のもの	8.0	8.5
貸付金利	8.0	8.5

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利率が付けられている。

(2) 簡易保険

(単位・年%)

	変更後	変更前
地方公共団体に対する貸付利率	8.0	8.5
国鉄、住宅公団等に対する貸付利率	8.1	8.6
その他の特別会計、機関等に対する貸付利率	8.0	8.5

◇政府系金融機関の貸付基準金利の引下げ

政府系金融機関の貸付基準金利は次のとおり引下げられた。

(単位・年%)

	変更後	変更前	実施日
日本開発銀行 北海道東北開発公庫 (大企業向け)	8.8	9.5	11月28日
医療金融公庫 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫 北海道東北開発公庫 (中小企業向け)	8.8	9.1	
住宅金融公庫 (個人住宅向け)	5.5	5.5	据置
商工組合中央金庫 (組員貸し)			
1年未満	8.625	9.375	
1年以上3年以内	8.8	9.5	
3年超7年以内	9.1	9.8	

7年超 (構成員貸し)	9.2	9.9	11月28日
1年未満	9.0	9.75	
1年以上3年以内	9.1	9.8	
3年超7年以内	9.4	10.1	
7年超	9.5	10.2	

◇住宅ローンの金利引下げ

都市銀行、地方銀行および信託銀行は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、12月10日以降新規貸付分から実施した(地方銀行の実施日は各行により区々)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	期間	変更後	変更前
都市銀行	1～20年	8.52	8.88
地方銀行	1～20年	8.52	8.88
信託銀行	1～20年 (提携ローン)	8.64	9.0
	1～25年 (非提携ローン)	8.52	8.88

◇全国銀行協会連合会等の年末中小企業金融対策

全国銀行協会連合会等は、11月12日、本年10～12月の中小企業向け貸出目標額を次のとおり発表した。

	本年目標額		前年目標額	前年目標額比率
	億円	億円	増減	%
全国銀行	25,000	23,000	+ 8.7	
相互銀行	9,700	9,700	—	
信用金庫	14,000	13,000	+ 7.7	
合計	48,700	45,700	+ 6.6	

なお、政府系中小企業金融機関については、55年度貸出わくに余裕があることから、昨年同様追加を行わないこととしている。

◇非居住者円勘定にかかる債務についての準備率の設定

日本銀行は、このほど、「外国為替及び外国貿易管理法」の改正および「非居住者自由円勘定に関する政令」等の廃止に伴う「準備預金制度に関する法律施行令」の一部改正に基づき、非居住者自由円勘定にかかる債務についての現行準備率(100分の0.25)を11月30日限り廃止し、これに代え非居住者円勘定にかかる債務(非居住者の本邦にある外国為替公認銀行に対する本邦通貨をもって表示される勘定にかかる預金その他の債務)についての準備率を100分の0.25と設定することとした。